

平成29年第2回宮古島市農業委員会総会議事日程

- 1) 会議の日時 平成29年2月17日 金曜日 14時00分
会議の場所 上野庁舎 1階大会議室
- 2) 出席状況 委員数 30名
- 3) 議決の事項
日程第1 議事録署名員の指名について
1番 與那覇 盛 徳 2番 長 濱 国 博

日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第3 議案第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について
(利用権貸借)

日程第4 議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について
(所有権移転)

日程第5 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

日程第6 議案第5号 非農地証明交付申請の承認について

平成29年第2回宮古島市農業委員会総会 会議録

1. 開催日時 平成29年2月17日 金曜日 14時00分から15時25分

議席	氏名	役職	出席	議席	氏名	役職	出席	議席	氏名	役職	議席
1	與那覇 盛徳		○	11	芳山 辰巳	職務代理	○	21	濱川 清重		○
2	長濱 国博		○	12	川満 里志		○	22	池間 藤夫		○
3	砂川 博一		○	13	下地 博和		○	23	上里 弘		○
4	喜屋武 隆		○	14	奥浜 健		○	24	平良 光成		○
5	田名 和彦		○	15	砂川 栄徳		○	25	川満 盛幸		○
6	仲里 敏夫		○	16	下地 泰斗		○	26	前泊 芳男		○
7	仲里 長造		○	17	玉元 正助		○	27	新里 光徳		○
8	大浦 敏光		○	18	友利 光徳		○	28	前泊 恵		○
9	上地 洋美		○	19	下地 博次		○	29	渡真利 等		○
10	瑞慶覧 健一		○	20	久志 盛一		○	30	野崎 達男	会長	○

2. 開催場所 上野庁舎 1階大会議室

3. 出席委員 (30人) 委員数 (30人)

4. 欠席委員 (0人)

5. 議事録署名委員

議長 野崎 達男

1番委員 與那覇 盛徳 2番委員 長濱 国博

6. 職務のために出席した者の氏名

局長 下地 明	次長 上地 寿男	次長兼農政係長 川満 秀盛
農地係長 川満 邦弘	主査 豊見山 徹	調整官 下地 一史

開 会 14時00分

閉 会 15時25分

7. 会議の概要

平成29年2月17日

開会：14：00

議長 ただ今から、平成29年第2回宮古島市農業委員会総会を開催いたします。
出席委員は30名で、定数に達しておりますので、宮古島市農業委員会会議規則第11条により総会は成立しております。

議長 それでは、日程第1議事録署名人及び会議書記の指名ですが、宮古島市農業委員会会議規則第14条に規定する議事録署名人を、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

《異議なしの声あり》

議長 それでは、1番與那覇盛徳委員、2番長濱国博委員にお願いいたします。
なお、本日の会議書記には事務局職員の豊見山徹氏を指名いたします。

議長 それでは、日程第2議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題としますが、会議の運営上、有償移転、使用・賃貸借権、無償移転の順に説明と意見を求めたいと思っておりますが、よろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 それでは、議案第1号中「農地法第3条の規定による許可申請（有償移転）について」を議題とします。
事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 今月の農地法第3条の規定による許可申請（有償移転）は8件でございます。
まず、受付番号1番から8番までの説明をいたします。

【議案第1号、受付番号1番から8番朗読説明、内容省略、別紙議案書参照】

受付番号1番から8番までは、議案書9ページから16ページの調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。

以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

2番委員 受付番号1番について、現地調査の結果を報告いたします。
申請地は、伊良部佐和田漁協東側約200メートルに位置し、土地改良も済んでおり、現在は収穫前のサトウキビが植えられていました。申請人は、兼業農家ですが、機械等も揃っており意欲的に頑張っています。

6番委員 受付番号2番・3番について、現地調査の結果を報告いたします。
まず先に3番の申請地は、久松集落内、久松五勇士公園入口の御嶽を右折、西へ約300メートル左手に位置し、現在は来期収穫予定のサトウキビの夏植えが栽培されてきました。

2番の申請地は、受付番号3番の申請地を西へ300メートルの交差点を左折、約150メートルに位置し、申請人はマンゴーなどの施設栽培とサトウキビ栽培の規模拡大を図る予定です。

12番委員 受付番号4番について、現地調査の結果を報告いたします。
申請地は、地下ダム資料館北側道路を東へ約100メートル右手に位置し、取得後は採草地にする予定です。

14番委員 受付番号5番について、現地調査の結果を報告いたします。
申請地は、新城から吉野集落向け、坂を登り切った所に位置しています。こちらは以前に購入済みで名義変更も終わっていますが、この2筆が分筆されていたということで今回の申請になりました。

21番委員 受付番号6番について、現地調査の結果を報告いたします。
申請地は、西辺小学校を右に見て東へ約1.4キロメートルの交差点を右折、約200メートル右手に位置し、現在は収穫前のサトウキビが植えられていました。周辺もサトウキビ畑でした。

29番委員 受付番号7番・8番について、現地調査の結果を報告いたします。
申請地は、来間共同乾燥施設南東約100メートルに位置し、現在は収穫前のサトウキビが植えられていました。収穫後は採草地にする予定です。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。議案第1号中「農地法第3条の規定による許可申請（有償移転）」受付番号1番から8番までについて、原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
次に、議案第1号中、「農地法第3条の規定による許可申請（使用・賃貸借権の設定）について」を議題とします。
事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 今月の農地法第3条の規定による許可申請（使用・賃貸借権の設定）は2件でございます。まず、受付番号9番から10番までの説明をいたします。
【議案第1号、受付番号9番から10番朗読説明、内容省略、別紙議案書参照】
受付番号9番から10番までは、議案書17ページから18ページの調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。
以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

18番委員 受付番号9番について、現地調査の結果を報告いたします。
申請地は、城辺運動公園南側に位置しています。申請人はこれから農業経営を開始する予定です。

20番委員 受付番号10番について、現地調査の結果を報告いたします。
申請地（下里1179-4、1657-15、1657-27）は、宮古総合実業高校第2農場南側にあるトラック組合事務所東側に位置しています。（西里1166-107）は、城辺線沿い宮古自動車練習所向かい、レンタカー会社南側約150メートルに位置し、いずれも昨年植え付けされたサトウキビ畑となっています。こちらは国有地で、親の利用権の継承でサトウキビ栽培の規模拡大を図る予定です。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。議案第1号中「農地法第3条の規定による許可申請（使用・賃貸借権の設定）」受付番号9番から10番について、原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
次に、議案第1号中、「農地法第3条の規定による許可申請（無償移転）について」を議題とします。
事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 今月の農地法第3条の規定による許可申請（無償移転）は10件でございます。
まず、受付番号11番から20番までの説明をいたします。
【議案第1号、受付番号11番から20番朗読説明、内容省略、別紙議案書参照】
受付番号11番から20番までは、議案書19ページから28ページの調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。
以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。議案第1号中「農地法第3条の規定による許可申請（無償移転）」受付番号11番から20番について、原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
日程第2議案第1号は原案のとおり決定いたしました。
次に日程第3議案第2号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（利用権貸借）の承認について」を議題とします。
事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 今月の農地利用集積計画（利用権貸借）は3件でございます。
まず、受付番号1番から3番までの説明をいたします。
【議案第2号、受付番号1番から3番朗読説明、内容省略、別紙議案書参照】
以上、計画書の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。
以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

11番委員 受付番号1番・2番について、現地調査の結果を報告いたします。
1番の農地の所在は、上野体育館南西約300メートルに位置しています。申請人は新規就農者で、これからマンゴー栽培を始める予定で、農業経営の後継者として頑張っていきたいとい

う事です。

2番の農地の所在は、通称上野線、山中の交差点信号を南へ約600メートルに位置し、現在は今期収穫予定のサトウキビが植えられていました。野菜等の施設栽培の規模拡大を図る予定です。

23番委員 受付番号3番について、現地調査の結果を報告いたします。
農地の所在は、城辺「たらまファーム」東側約200メートルに位置し、現在は今期収穫予定のサトウキビが植えられていました。周辺は葉たばこやカボチャ等が植えられていました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。議案第2号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（利用権貸借）の承認について」を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、日程第3議案第2号は原案のとおり決定いたしました。
次に、日程第4議案第3号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（所有権移転）の承認について」を議題とします。
事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 今月の農地利用集積計画（所有権移転）は8件でございます。
まず、受付番号1番から8番までの朗読説明をいたします。
【議案第3号、受付番号1番から8番朗読説明、内容省略、別紙議案書参照】
以上、計画書の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。
以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

11番委員 受付番号1番・2番について、現地調査の結果を報告いたします。
1番の農地の所在は、航空自衛隊宮古島分屯基地レーダー北側に位置し、現在は採草地となっています。申請人は葉たばこ栽培を中心に、畜産やサトウキビ栽培など複合経営で頑張っています。取得後も継続して採草地として使用する予定です。

2番の農地の所在は、上野小学校近く、豊原公民館西側に隣接する草地の西隣に位置しています。申請人は畜産農家で、取得後も草地として使用する予定です。

12番委員 受付番号3番について、現地調査の結果を報告いたします。
農地の所在は、保良集落内、キリスト教会から約50メートルの交差点を北へ行った所に位置し、現在は草地となっています。取得後は整地して、サトウキビ栽培をする予定です。

14番委員 受付番号4番について、現地調査の結果を報告いたします。
農地の所在は、西城中学校東側道路を挟んで約100メートルに位置しています。以前から申請人が借り受けて採草地として使用しており、今回の申請となりました。

15番委員 受付番号5番について、現地調査の結果を報告いたします。

農地の所在は、JA 上野給油所から宮国集落向け、市営中山団地を右折して約 200メートル左手に位置し、現在は来期収穫予定のサトウキビが植えられていました。申請人は所有面積の9割以上がサトウキビ栽培で、今後も規模拡大を図る予定です。

16番委員 受付番号6番・7番について、現地調査の結果を報告いたします。
6番・7番の農地の所在は、久貝集落赤浜土地改良地区内に位置し、現在は収穫前のサトウキビが植えられていました。取得後は、施設野菜の規模拡大を図る予定です。

18番委員 受付番号8番について、現地調査の結果を報告いたします。
農地の所在は、城辺西中公民館西側・北側にそれぞれ位置しています。申請人は退職後サトウキビ栽培をしておりますが、今後規模拡大を図る予定です。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。議案第3号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（所有権移転）の承認について」を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、日程第4議案第3号は原案のとおり決定いたしました。

議長 休憩します。

休憩 14:40

再開 14:50

議長 再開します。

議長 次に、日程第5議案第4号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を議題とします。
事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 今月の農地法第5条申請は8件でございます。
まず、受付番号1番から8番までの説明をいたします。
【議案第4号、受付番号1番から8番朗読説明、内容省略、別紙議案書参照】
以上、計画書の内容は、議案書の許可基準適合表のとおり農地法第5条第2項各号及び農地法施行規則第47条各号の要件を満たしております。
以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、現地調査担当委員の方から現地調査結果ならびに説明をお願いします。

4番委員 現地調査の状況の前に現地調査の結果を発表いたします。今総会に付託される許可申請の現場調査を平成29年2月8日に行いました。調査員は5番田名和彦委員、4番私、喜屋武と野崎会長、宮古農林水産振興センターより宜保主任、事務局から、上地次長、川満係長、下地調整官の7人で行いました。
始めに10時10分から10時20分まで事務局にて調査内容の説明を受け、5条8件、非農

地証明5件、計13件の現地調査を10時30分から14時20分まで行い、14時30分から14時50分まで調査内容の整理を行いました。調査の結果、特に違反等は見受けられませんでした事を報告します。それでは、5条申請について説明いたします。

それでは、受付番号1番について、現地調査の結果を報告いたします。
現場の状況、申請地は市立東小学校近くに位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり。農地の区分、宅地等に囲まれた連たん近接の第2種農地と判断いたしました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号1番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
次に受付番号2番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

4番委員 受付番号2番について、現地調査の結果を報告いたします。
現場の状況、申請地は島尻集落交差点近くに位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりあり。農地の区分、一団の農地に囲まれた集落接続の第1種農地と判断いたしました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号2番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
次に受付番号3番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

4番委員 受付番号3番について、現地調査の結果を報告いたします。
現場の状況、申請地は久松集落近くに位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりなし。農地の区分、一団の農地に囲まれた第1種農地と判断いたしました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号3番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

次に受付番号4番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

4番委員 受付番号4番について、現地調査の結果を報告いたします。
現場の状況、申請地は社会福祉協議会平良支所近くに位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりあり。農地の区分、一団の農地に囲まれた第1種農地と判断いたしました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号4番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
次に受付番号5番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

4番委員 受付番号5番について、現地調査の結果を報告いたします。
現場の状況、申請地は旧県立宮古病院跡地近くに位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり。農地の区分、用途地域（第1種低層住居専用地域）に指定された連たんの第3種農地と判断いたしました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号5番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
次に受付番号6番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

4番委員 受付番号6番について、現地調査の結果を報告いたします。
現場の状況、申請地は城辺友利集落内に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり。農地の区分、段差・宅地等に囲まれた連たん近接の第2種農地と判断いたしました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号6番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
次に受付番号7番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

4番委員 受付番号7番について、現地調査の結果を報告いたします。
現場の状況、申請地は平良荷川取にあるゴルフレンジ近くに位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり。農地の区分、原野・宅地等に囲まれた連たん近接の第2種農地と判断いたしました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号7番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
次に受付番号8番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

4番委員 受付番号8番について、現地調査の結果を報告いたします。
現場の状況、申請地は伊良部鯖置公園近くに位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりなし。農地の区分、原野・公園等に囲まれたその他第2種農地と判断いたしました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号8番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
日程第5議案第4号は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。
次に、日程第6議案第5号「非農地証明交付申請の承認について」を議題とします。
事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 今月の非農地証明願は5件でございます。
まず、受付番号1番から5番までの説明をいたします。

【議案第6号、受付番号1番から5番朗読説明、内容省略、別紙議案書参照】

以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、現地調査担当委員の方から受付番号1番の現地調査結果ならびに説明をお願いいたします。

5番委員 受付番号1番について、現地調査の結果を報告いたします。
申請地は、宮古家畜保健診療所に隣接しており、3メートル以上の雑木等が生い茂り農地としての再生利用は困難であると思われることから非農地相当であると判断いたしました。(B分類)

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号1番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
次に受付番号2番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

5番委員 受付番号2番について、現地調査の結果を報告いたします。
申請地は、JA宮古地区本部の東側約200メートルに位置し、3メートル以上の雑木林となっており、農地としての利用は困難であると思われる。また一部は畑地と隣接しているが、宅地等に囲まれて宅地化が進んでいることから非農地相当であると判断いたしました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号2番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
次に受付番号3番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

5番委員 受付番号3番について、現地調査の結果を報告いたします。
申請地は、JA宮古地区本部の東側約200メートルに位置し、3メートル以上の雑木林となっており、農地としての利用は困難であると思われる。また一部は畑地と隣接しているが、宅地等に囲まれて宅地化が進んでいることから非農地相当であると判断いたしました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号3番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
次に受付番号4番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

5番委員 受付番号4番について、現地調査の結果を報告いたします。
申請地は、栄寿園の近くに位置しており、面積は68㎡と小さく雑木等が生い茂り農地としての利用は困難であると思われることから、非農地相当であると判断いたしました。(農家台帳：山林)

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号4番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
次に受付番号5番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

5番委員 受付番号5番について、現地調査の結果を報告いたします。
申請地は、池間漁協近くの高台に位置しており、表土が浅く石混じりの土壌で、雑木等が生い
茂り農地としての利用は困難であると思われることから、非農地相当であると判断いたしまし
た。(B分類)

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号5番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
日程第6議案第5号は原案のとおり決定いたしました。

議長 以上で、本日の議案・報告の審議は全て終了いたしました。
この際、その他の件について、委員からご発言があれば挙手でお願いいたします。

(委員会規則に基づく発言等)

宮古島市農業委員会会議規則第21条(委員の発言)

(発言なしの声あり)

議長 発言がないようですので、今総会に付議された事件の承認の結果が生じた条項、字句、数字その他の整理を会長に委任することにご異議ございませんか。

《異議なしの声あり》

議長 それでは、以上をもちまして、平成29年第2回宮古島市農業委員会総会を閉会いたします。
ありがとうございます。

閉会 15:25

平成29年2月17日

会 長 野崎 達男

1 番委員 與那覇 盛徳

2 番委員 長濱 国博